

第4 親子会社に関する規律

1 親会社株主の保護

(1) 多重代表訴訟

<背景>

従来：親会社が、不公正取引条件で子会社を搾取⇒子会社の少数株主や債権者の保護が問題。

最近：親会社（持株会社）株主の子会社からの保護。

←

① 持株会社の広まり。

② 子会社の不祥事や経営不振が企業グループ全体に悪影響を及ぼす例
(e x. 東芝機械、雪印食品、三菱ふそうトラック・バス等の不祥事)。

<改正>

企業集団における親会社株主の保護

⇒一定の場合に、親会社の株主が子会社の取締役の責任を追及する訴えを提起すること（多重代表訴訟）を認める。

訴訟提起適格：

株式会社の最終完全親会社（株式会社の完全親会社で、その完全親会社がないもの）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主等

対象となる取締役等の責任：

最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社の総資産額の5分の1を超える場合における取締役等の責任

～

重要な子会社の取締役等の責任に限り、多重代表訴訟の対象とする。

(2) 株式交換等をした場合における株主代表訴訟

株式交換等によって株主資格を失った者が、株式交換等により完全親会社の株式を取得所有し続けているときは、株主代表訴訟を提起できるように、提訴資格を拡張。¹

¹ 株式交換・株式移転：

ある株式会社がその株主総会の特別決議の承認等により他の株式会社の100%子会社（完全子会社）となる取引（完全親会社となる会社が既存の会社である場合が「株式交換」、新設会社である場合が「株式移転」）。

⇒当該会社の株主は完全親会社の株主となる（「株主権の縮減」）

⇒親会社株主の保護が必要。

(3) 親会社による子会社の株式等の譲渡

親会社が、子会社の株式または持分の全部または一部を譲渡することにより、当該子会社の議決権の総数の過半数の保有を失い、その事業に対する支配を失う場合、

- ①親会社の**株主総会の特別決議**による当該譲渡に係る契約の承認を必要とするほか、
- ②反対株主の株式買取請求制度、略式事業譲渡等、**事業譲渡等に関する規律**（会社法467条～480条）の適用。

←

子会社の事業に対する支配を失う場合は、**事業譲渡と実質的に異ならない影響**が親会社に及ぶ。

簡易事業譲渡の場合に準じて、譲渡する株式または持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産の5分の1を超えないときは、株主総会による承認は不要。²

2 キャッシュ・アウト³

(1) 特別支配株主の株式等売渡請求の制度の新設

<現在のキャッシュ・アウトの手法>

- ① 株式を対価とする全部取得条項付種類株式⁴の取得により少数株主の有する株式を端数株式とする。
- ② 端数の処理により当該端数株式の売却代金を少数株主に交付

～

キャッシュ・アウトの対象となる株式を発行している会社（「対象会社」）は、

- ① **全部取得条項付種類株式を創設する定款変更**のための株主総会の特別決議（会社法108条2項7号、466条、309条2項11号）および

² 事業の全部の譲渡および事業の重要な一部の譲渡の場合、株主総会の特別決議が必要。

b u t

- ① **簡易手続**（事業の重要な一部の譲渡の場合で、譲渡する資産の規模が小さい場合（譲渡資産の簿価が総資産額（規則134）の20%以下の場合））（←会社にとってインパクトが小さい。）
- ② **略式手続**（譲受会社が「特別支配会社（議決権の10分の9以上を保有）」である場合（法468I））（←この場合は総会を開催しても承認されるであろう。）

は総会決議不要。

³ 株式の強制取得により少数株主を締め出すこと

⁴ 全部取得条項付株式：

株主総会の特別決議により会社がその全部を取得できるような種類株式（法108I⑦）

公開買付け後に①定款を変更してすべての普通株式を全部取得条項付種類株式とし、②会社が新規に発行する普通株式を対価として全部取得条項付種類株式を取得するが、一般株主には端数株が対価として交付されるように設計しそれを現金化して交付する（法234）。

② **全部取得条項付種類株式の取得**のための株主総会の特別決議（同法 171 条 1 項、309 条 2 項 3 号）

を得る必要。

そのために必要な数の議決権は、主に公開買付けを前置することで取得。

<新設>

キャッシュ・アウトを行うための制度として、**特別支配株主の株式等売渡請求の制度**の新設：

株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上をある者およびその完全子会社等が有する場合における当該者をいう）は、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができる。

～

株主総会決議取消訴訟という形で少数株主がキャッシュ・アウトを争う可能性をなくした（←承認決議が特別利害関係を有する多数派株主による著しく不当な決議とされて決議を取り消され得る（会社法 831 条 1 項 3 号）⁵）。

この請求をする場合、

当該株式会社の**新株予約権者**の全員に対し、その有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求することができる。

新株予約権付社債についての**社債**の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。

<キャッシュ・アウトする側のメリット>

① 対象会社の株主総会・売渡株主の同意を要しない

② 新株予約権・新株予約権付社債のキャッシュ・アウト

（全部取得条項付種類株式方式では、新株予約権および新株予約権付社債まで強制的に取得することはできない。）

③ 特別支配株主の完全子会社の除外

（全部取得条項付種類株式方式および略式組織再編においては、各株主は持ち株数に応じた一律の取扱いに服し、誰を株主として残すかについて選択はできない）

⁵ 第 831 条（株主総会等の決議の取消しの訴え）

次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。・・・

三 株主総会等の決議について**特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議**がされたとき。

④ 税務上の取扱い

現時点では、全部取得条項付種類株式方式と同じく、株主間取引として取り扱われ、株式譲渡益課税のみに服する。

(現金交付の略式株式交換・合併では非適格組織再編として子会社・消滅会社資産に時価評価課税が生じる。)

(2) 全部取得条項付種類株式の取得

キャッシュ・アウトの手法として一般的に用いられている⇒必要な情報の事前開示手続および事後開示手続

- ① 組織再編の場合と同様の事前開示手続の要請
- ② 取得価格決定の申立期間を取得日の20日前から取得日まで
(←申立期間の満了前に取得日が到来すると、複雑な法律関係が生じる恐れ)
- ③ 事後手続として、書面または電磁的記録の本店備置きと株主および取得日に全部取得条項付種類株式の株主であった者によるその閲覧

(3) 株式の併合

<背景>

濫用的な株式併合⁶による少数株主の締出し事件

<新設>

- ① 株式併合に関する開示の強化
- ② 不利益を受けるおそれのある株主による法令・定款違反の株式併合の差止請求
- ③ 株式併合によって1株未満の端数を有することになる株主を保護するために、株式併合によって端数となる株式を買い取ることを株式会社に請求できる制度

3 組織再編における株式買取請求等

新たに買取口座を創設し、振替株式の株主が株式買取請求をしようとする場合には、当該株主は、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

～株式買取請求の撤回の制限をより実効化(反対株主は株式買取請求を行うと当該株式を市場において処分することができなくなる。)

株式買取請求または価格決定の申立てをした株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、公正な価格と認める額を支払うことができる。

(反対株主が受領しない場合は弁済供託可能。)

⁶ 2株を1株に、あるいは3株を2株にというように、数個の株式を合わせてそれより少数の株式とすること。

～利息支払義務の回避

存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合⇒反対株主に株式買取請求を認めない。

略式組織再編又は略式事業譲渡の要件を満たす場合⇒特別支配株主は、株式買取請求権を有しないものとし、通知の対象である株主から除く。

4 組織再編等の差止請求

略式組織再編以外の組織再編行為（簡易組織再編の要件を満たす場合を除く）が法令又は定款に違反する場合にいて、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該組織再編行為をやめることを請求することができる。

全部取得条項付種類株式の取得および株式の併合（前記2(3)の株式買取請求が認められる株式の併合に限る）についても、同様の差止請求を認める。

5 会社分割等における債権者の保護

詐害的な会社分割等⁷において債権者を保護するため、吸収分割会社等が吸収分割承継会社等に承継されない債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継会社等に対し、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

⁷ 会社分割：1つの会社を2つ以上の会社に分けること

①吸収分割：分割する会社（分割会社）がその「事業に関して有する権利義務の全部または一部」を既存の会社に（承継会社）に承継させる場合（法2(29)）

②新設分割：分割会社がその「事業に関して有する権利義務の全部または一部」を新しく会社を設立してそこ（新設会社）に承継させる場合

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合が「物的分割」、分割会社の株主に交付される場合が「人的分割」

分割により移転する事業に関する権利義務の全部または一部に属する債務は、承継会社または新設会社だけが債務者となる形で移転することができるが（免責的債務引受け）、債務者の個別の承諾は不要。分割会社の資産総額に変動がないので、分割後も同社に全額を請求できる債権者については異議手続不要。⇒濫用的な会社分割。